

令和9年度税制改正に関する意見書

令和 8 年 3 月

北 陸 税 理 士 会

目次

はじめに	1
税制に対する基本的視点.....	2
I 災害関連の税制に対する改正意見.....	4
1. 各税目に共通する改正意見	
被災地進出事業者への優遇税制を導入すること.....	4
2. 所得税	
大規模災害損失控除制度の創設を図ること.....	4
3. 法人税	
(1) 災害損失特別勘定の法制化と適用要件を緩和すること.....	5
(2) 災害時における欠損繰戻し還付の要件を緩和すること.....	5
(3) 被災時に取引先等から得た支援金の益金算入の取扱いを再検討すること.....	5
4. 相続税・贈与税	
(1) 災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る非上場株式の価額の特例を見直すこと	6
(2) 災害により損失を受けた相続財産の解体処分費等について相続財産から控除すること	6
5. 消費税	
(1) 特定非常災害の被災事業者に適用される届出災害特例により簡易課税制度選択届出書を提出する場合には、基準期間の課税売上高にかかわらず提出できるようにすること	6
(2) 簡易課税制度を選択している際の仕入税額控除を見直すこと	7
6. 納税環境整備	
(1) 災害発生時の納税手続きの予見可能性を確保すること	7
(2) 雑損控除と災害減免法の簡素化・一本化による申告の簡便性を確保すること .	7
II 各税目に共通する改正意見.....	8
1. 納税者権利憲章を創設すること.....	8
2. 税務調査手続を見直すこと.....	8
3. 各種の承認申請書および届出書の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限とすること	9
4. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した要件を定めること	9
5. 復興特別所得税の納税義務者及び課税の対象から、所得税の源泉徴収義務および源泉	

徴収税額を除くこと	9
6. 印紙税法を廃止の方向で全面的に見直すこと.....	10
III 所得税法に関する改正意見.....	11
【重要要望項目】	
1. 所得控除を整理・簡素化し、税額控除を見直すこと.....	11
2. 所得税の確定申告期限を延長すること.....	11
【個別要望項目】	
1. 土地建物等の譲渡損益の所得金額の計算方式を見直すこと.....	11
2. 損失の繰越控除の期間制限を見直すこと.....	12
3. 源泉徴収の対象となる所得の範囲を見直すこと.....	12
4. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例規定を見直すこと	12
5. 白色申告の事業専従者控除を廃止し、青色事業専従者給与の制度と同一のものとする	13
6. 住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等を、自己または親族の所有している家屋について行うものとする	13
7. 控除対象扶養親族の年齢基準を見直すこと.....	13
8. ふるさと納税制度の内容を見直すこと.....	14
9. 大学法人等への寄附税制を拡充すること.....	14
10. 年の途中で死亡した場合の所得税の準確定申告の申告期限および青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告期限と統一すること.....	15
IV 法人税法に関する改正意見.....	16
【重要要望項目】	
1. 交際費課税における交際費等の範囲を見直すこと.....	16
2. 役員給与の損金不算入制度を見直すこと.....	16
3. 法人税の申告期限を延長すること.....	16
【個別要望項目】	
1. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率を見直すこと.....	17
2. 退職給付引当金の損金算入を中小法人について認めること.....	17
3. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除について、期間及び控除割合の制限を廃止すること	18
4. 国外関連者に対する寄附金の損金算入を中小法人について認めること.....	18
5. 試験研究費に係る税額控除制度を見直すこと.....	19
6. 減価償却制度を見直すこと.....	19

7. 電話加入権を減価償却の対象とするか、その評価損を認めること.....	19
8. 本店所在地の地方公共団体に対する寄附金について特別控除を設けること.....	20
9. 給与等の支給額が増加した場合の特別控除における役員就任時の取扱いを見直すこと.....	20
10. 控除対象外消費税等の取扱いを整理すること.....	21
11. 移転価格税制の適用をより簡素かつ合理的なものとする.....	21
12. 国税庁が保有する役員給与、退職給与等に関する情報を提供すること.....	22
V 相続税法に関する改正意見.....	23
【重要要望項目】	
1. 相続税の申告期限を延長すること.....	23
2. 非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予および免除制度を見直すこと.....	23
【個別要望項目】	
1. 相続税の課税方式を見直すこと.....	24
2. 類似業種比準方式による取引相場のない株式の評価を見直すこと.....	24
3. 耐用年数を経過した家屋等の評価方法を見直すこと.....	25
4. 損害保険契約に係る返戻金のみなし贈与財産規定を見直すこと.....	25
5. 相続税の連帯納付義務制度を見直すこと.....	25
6. 遺留分侵害額請求に対して金銭以外の相続財産で弁済した場合の課税関係を見直すこと.....	26
7. 相続により取得した建物等を相続税申告期限内に、その建物等を取壊した場合には、建物等の評価額をゼロにするとともにその解体撤去費用を債務として認めること..	26
8. 個人・法人間で土地の使用貸借があった場合における借地権の取扱いを明確にすること.....	27
VI 消費税法に関する改正意見.....	28
【重要要望項目】	
1. 軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すこと.....	28
2. 消費税の基準期間制度を廃止すること.....	28
3. 非課税取引の範囲を見直すこと.....	29
【個別要望項目】	
1. 課税事業者・簡易課税制度・課税期間の短縮を選択した場合における2年間の継続適用の規定を1年間に短縮すること.....	29
2. 調整対象固定資産を取得した場合および高額特定資産を取得した場合の原則課税等の3年縛りを廃止すること.....	30
3. 仕入税額控除の要件としては「帳簿及び請求書等」の保存とあるが、適格請求書等保	

存方式が導入されたのであるから、その帳簿の記載事項については簡素化すること	30
4. インボイス発行事業者となる小規模な事業者に対する負担軽減の経過措置および適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置を恒久化すること	30
5. 確定申告書の提出期限を1か月延長すること	31
6. 個人事業廃業時の事業用資産に消費税のみなし譲渡課税を適用しないこと	32
7. 電気、ガス、上下水道、有料道路に係る役務提供に関しては、インボイスの発行を免除すること	32
8. 簡易課税制度におけるみなし仕入率を実情に近づけ、資産取得等の課税仕入れは簡易課税選択時にも仕入税額控除を可能とすること	33
VII 地方税法に関する改正意見	34
【重要要望項目】	
1. 個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすること	34
【個別要望項目】	
1. 固定資産税評価額は、十分な検討を行い実態に即したものとすること	34
2. 事業税における社会保険診療報酬等に対する特例措置を廃止すること	35
3. 個人事業税の事業主控除額を引き上げること	35
4. 償却資産に係る固定資産税の仕組みを見直すこと	35
5. 全国の都道府県及び市町村申請届出様式の書式を統一し、利便性を向上させること	36
6. 個人住民税の特別徴収を特別徴収義務者が支払った給与所得に限定すること	36
7. 出国の際にその年分の所得について個人住民税を課税すること	36
8. 個人住民税均等割の税率を改定すること	37
9. 分割基準に誤りがあった場合の延滞金と還付加算金の利率を同一にすること	37
10. 小規模事業者への住民税特別徴収制度の適用を柔軟にすること	37
VIII 納税環境整備に関する改正意見	39
【重要要望項目】	
1. e-Tax と eLTAX を効率的かつ安定的に運用すること	39
2. 納付書による納税方法の存続および利便性を向上させること	39
【個別要望項目】	
1. 一定の個人事業者について「個人事業者番号」を取得できるようにすること	40
2. 不服申立手続の審判官に税理士が応募しやすい体制に改めること	40
3. 被相続人が提出した申告書の閲覧サービスの手続きを簡略化すること	40
4. 財産債務調書制度を見直すこと	41

5. 納付書送付等による中間申告納付漏れ防止策を図ること.....	41
6. 税務調査のDX化を進めるとともに根拠となる法整備をすること.....	41
7. 調査の事前通知は、書面または電磁的方法により実施すること.....	42
あとがき	43

※ 本文中 各項目における【意見および理由】の右側表記について

(R**～) = 令和**年度分よりの意見

(～) = 平成16年度以前よりの意見

はじめに

北陸税理士会（以下「当会」という。）は、税理士法第 49 条の 11「税理士会は、税務行政その他租税または税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」の規定に基づき、令和 9 年度税制改正に関する意見を提言する。

この意見書を作成するにあたって、当会調査研究部では従来から次の三点を基本として、過年度の意見書をベースに、新たに会員や各支部から寄せられた意見について検討し集約した。

1. 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
2. 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
3. 税制に関する執行や運用に関する意見については、さらに一層の検討をする。

この意見書は、日常の税理士業務において納税者と直に係わりあう税務の専門家である実務家の立場から、税制および税務行政の問題点を把握し、その解決のための方向性を意見しており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の発展を目的としている。

前年の令和 8 年度税制改正意見書では「災害関連の税制に対する改正意見」を新たな項目として設け、令和 6 年能登半島地震からの被災地の早急な復興への願いを込めた。今回の令和 9 年度税制改正意見書でも「災害関連の税制に対する改正意見」を引き続き設けて、国全体の震災への税制面での備えの重要性を訴えた。

我々は従来から中小企業や小規模事業者を中心とした地域経済の活性化を重要視するとともに、少子高齢社会への対応も重要視している。少子高齢化待ったなしの現状下、全世代型社会保障を構築すべく、必要な財源を確保するための税負担について、世代内の公平性のみならず、世代間の公平性にも重要性を置いている。

我々税理士は、単に税負担の軽減だけを求めるのではなく、公平を第一義として、国民一人一人が納得して納税できる税制の実現を希求するものである。

税制に対する基本的視点

当会調査研究部では、税制改正を論議する際に、議会制民主主義を前提とした申告納税制度の下では、制度の成立過程や内容が透明で理解しやすく、その制度に基づき納税することについて、納税者の理解と納得なしには改正議論は進まないとの考え方から、税務に関する専門家として納税者の立場に立ち、税制に対する視点を従来どおり次の5つに定めた。

1. 公平な税負担

税制の基本は税負担の公平だが、何をもって公平とするかの基準は様々であり、普遍的な公平の存在も流動的である。現在の少子高齢社会においては、特に低所得者層や経済的弱者層に配慮しながら、高齢者を年齢だけで一律に優遇する税制の歪みを見直し、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが重要である。

したがって、公平な税負担を実現させるためには、水平的公平や垂直的公平、更には世代間の公平が各々互いに補完し合えるような均衡のとれた税制を構築していく必要がある。

2. 自由な経済活動を妨げない税制

市場経済の国際化・情報化や企業活動の多様化が進展するなか、個人や企業の潜在能力を最大限に引き出し経済社会に活力を与えるためには、税制が経済活動や資産選択等に歪みや障害とならないようにしなければならない。特に税制改正については、財政状況についての周知を前提とし、その目的や内容について国民の理解が得られるものである必要がある。

したがって、未だに経済社会の構造変化に対応しきれず不公平感が拭いきれない税制上の措置を見直し、超過負担を最小限に留められるよう継続的な見直しを行う必要がある。

3. 簡素な申告納税事務

申告納税制度は、納税者が自ら租税法規を理解し、税額を正しく計算して期限までに申告納税を行うことができることを前提としていることから、租税制度は複雑難解なものであってはならない。また、制度を精緻なものとしても計算が複雑になりすぎるとは納税者の理解は得られない。さらに、単に納税者側の事務負担を軽くしても課税庁側の負担が重くなれば、結局、徴税コストの削減にはつながらない。

そこで、適正で公平な課税を実現するためには、納税者の事務負担がどの程度になるか、また、どの程度まで許容されるのかという視点も重要になってくる。例えば、源泉所得税など徴収義務者が税負担者の税額を計算し納付するものについては、その事務負担に対する十分な配慮が必要であるし、消費税についても事業者の事務負担への配慮が必要である。

したがって、簡素な申告納税事務であるためには、官民一体となった協力体制が必要であり、官民全体での徴税コストが常に最小限になるような制度であることが求められる。

4. 時代に適合する税制

わが国を取り巻くグローバルな経済社会環境は、日々刻々と変化を続けている。税制はこうした経済社会の構造変化や取引形態の変化に対応していかなければ、新たな歪みや不公平を生じさせることとなる。

したがって、国際競争力の向上、自由な経済取引による国内需要の喚起といった観点から、国際的な整合性を保ち、既得権や既成の制度に影響されることなく、常に時代に適合する税制となるよう政策税制等の見直しを継続しなければならない。

5. 透明な税務行政

納税者の観点から税務行政庁に求めるものは、常に適正、公平で信頼できる透明な税務行政の執行である。

したがって、その実現のためには、特に税務行政手続に関する規定を法律において整備することが求められる。さらに、課税庁が適正で公平な執行を担保するため、通達等で運用上対応している現状も踏まえて、制度面のみならず執行・運用面での適正化も確立していくことが求められる。

I 災害関連の税制に対する改正意見

従前の被災者に対応する税制の対応は特例法によるものなど、事後の措置的なものが中心となっていた。また税目ごとに取り扱いに差異があることや、国税と地方税の対応の差もあった。そして都度発出される通達による対応など、被災者にとっては適用される制度を正確に把握することは困難な状況である。能登半島地震とそれに続く大規模水害に見舞われた能登地方の被災者に接する当会は、税目ごとの取り扱いの公平化や被災した納税者の予見性の確保を中心に災害関連に必要な税制の改正を検討した。

1. 各税目に共通する改正意見

被災地進出事業者への優遇税制を導入すること

[条文]措法 42 の 6、42 の 12 の 4、5、6、措令 27 の 6、措規 20 の 3

【意見および理由】（一部加除 R8～）

被災者の帰還には生活の糧となる産業の再生復興が欠かせない。そこで、被災地に工場等を新設または増設し、被災者の雇用に寄与する事業者固定資産税の減免や投資促進税制による特別償却限度額の引き上げや税額控除限度額の引き上げ、賃上げ促進税制による税額控除限度額の引き上げなどにより、特に長期にわたり地域の雇用に貢献する事業者の設備および人的投資を後押しし復興支援につなげるべきである。

2. 所得税

大規模災害控除制度の創設を図ること

[条文]所法 72、所令 206、災免法 2、災免令 1

【意見および理由】（一部加除 R8～）

確定申告に馴染みの薄い被災者にも理解しやすいよう、雑損控除から独立した大規模災害損失控除を創設し、他の所得控除の後に控除することとし、控除しきれなかった分は前年度以前の所得税への繰戻還付を可能とし早期の資金需要の一助とする。また法人税における災害損失欠損金の繰越控除期間に合わせ 10 年間の繰越ができるようにし、資料の散逸なども考慮して簡易な計算を容認する。この大規模災害損失については、資産損失に限定せず、避難に要した費用などの災害関連費用も控除対象とすべきである。

また、現行の雑損控除に適用される控除金額（総所得金額等の 10%または災害関連支出の金額から 5 万円を差し引いた金額のいずれか低い方）は撤廃すべきである。

なお、当控除をより周知するため、被災者の最初の行政手続きである「り災証明書」の発行時に通知するなどの工夫もすべきである。

3. 法人税

(1) 災害損失特別勘定の法制化と適用要件を緩和すること

[条文等]法基本通達 12 の 2 の 6～15

【意見および理由】(R8～)

現行法人税基本通達での運用となっているが、より予見性があり安定した運用がなされるよう法制化すべきである。

その内容については、被災資産についての修繕費用等の見積もりにおいて、災害のあった日から1年を経過する日までとの期間制限を撤廃し、復旧するまでに改める。また、修繕費用等の見積額の算定において、建設業者等の専門業者による算定等が掲げられているが、業者確保もままならないことから、より簡便な方法も許容する。

修繕等が未了のため、災害損失特別勘定の益金算入時期の特例を適用する場合、災害のあった日から1年経過事業年度終了の日までに所轄税務署長への延長確認申請が必要とされているが、復旧途上において手続きが煩雑であることから、明細書の記入のみで延長を認める。

(2) 災害時における欠損繰戻し還付の要件を緩和すること

[条文] 法法 80 の 5

【意見および理由】(R8～)

現行通達においては、その事業年度の開始の日前2年以内に開始した、いずれかの事業年度が還付所得事業年度とされているが、昨今の経済状況では還付所得事業年度において法人税額が生じていないことも十分に考えられる。そのため、繰戻し還付の対象となる災害損失金額について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度において生じたもの、とされているのを、3年を経過する日までに終了した各事業年度と緩和する。大規模災害控除適用の場合は10年とする。また、還付所得事業年度を災害欠損事業年度開始の日前5年以内に開始したいずれかの事業年度とすべきである。

(3) 被災時に取引先等から得た支援金の益金算入の取り扱いを再検討すること

[条文] 法法 22 の 2

【意見および理由】(R8～)

現行では受領時点で益金算入されることになり、税負担が生じ、復興に利用できない可能性があるため、復興完了時に益金算入できるようにする。もしくは受取支援金と同額の災害損失特別勘定繰入を認めるべきである。

4. 相続税・贈与税

(1) 災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る非上場株式の価額の特例を見直すこと

[条文] 措法 70 の 3 の 3、措令 40 の 5 の 3

【意見および理由】(R8～)

贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日からその贈与をした特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の申告期限までの間に、災害によって被害を受けた場合には、相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例によって、相続税の申告時に被災価額を控除することができることとなった。

一方で、非上場株式会社についてはこのような特例は設けられていない。当該非上場会社について、保有する建物又は土地が被害を受ける場合もあれば、被害がない場合であっても事業再建までに相当な資金と期間を要する場合もある。災害を起因として評価額が著しく下落した場合の特例を、非上場株式会社についても認めるべきである。

(2) 災害により損失を受けた相続財産の解体処分費等について相続財産から控除すること

[条文] 措法 69 の 6

【意見および理由】(R8～)

災害により損失を受けた相続財産の評価については、災害により被害を受けたときの相続税の取扱いや災害減免法等により、実情に応じた評価額となっているが、相続税の担税力の観点からも、相続税の申告期限までに災害により損失を受けた財産の公費解体の対象とならない解体処分費等については相続財産から控除できるようにすべきである。

5. 消費税

(1) 特定非常災害の被災事業者に適用される届出災害特例により簡易課税制度選択届出書を提出する場合には、基準期間の課税売上高にかかわらず提出できるようにすること

[条文] 消法 37 の 1

【意見および理由】(R8～)

災害により帳簿書類を保存することができなかった場合には、帳簿書類を保存することなく、仕入税額控除を行えることになっているが、そもそも、災害により資料が失われてしまった場合には、その金額を特定すること自体が困難な場合も多い。特に特定非常災害の被災事業者に適用される届出災害特例により、簡易課税制度選択届出書を提出する場合には、基準期間の課税売上高による制限をなくすべきである。

(2) 簡易課税制度を選択している際の仕入税額控除を見直すこと

[条文] 消法 37 の 1

【意見および理由】(新設)

簡易課税制度の下では仕入税額控除の金額をみなし仕入率により計算しているが、災害復旧時に発生する設備投資による資産取得費用や資産損失の復旧費用については通常のみなし仕入れ率で計算される額に加算して控除できるようにすべきである。

6. 納税環境整備

(1) 災害発生時の納税手続きの予見可能性を確保すること

[条文] 国通法 11

【意見および理由】(一部加除 R8～)

国税通則法においては、国税庁長官は災害等が発生した場合に、期限内申告ができないと認める場合に限り申告期限を延長することができる」と規定している。しかし、災害発生時期と申告期限が近く、時間的余裕がない場合には、国税庁長官の動向を注視し、長官発令が無ければ納税者が個別に申請することになっている。これでは被災者に寄り添う税制にはなっていない。例えば激甚災害に指定された災害等、適用要件を明確にし、長官発令の有無を予見できるようにして、申告期限経過後に長官発令があれば遡及適用できるように法整備すべきである。(この災害等には電子申告システムの障害も含める)

(2) 雑損控除と災害減免法の簡素化・一本化による申告の簡便性を確保すること

[条文] 所法 72 災免法 2

【意見および理由】(R8～)

近年の我が国において、大規模地震災害はもちろん、中規模の地震災害・線状降水帯による豪雨災害が頻発している。北陸地方の石川県においても地震と豪雨災害が同一年に発生して多大な損害が生じている。このような状況下で、税制面での手当てとして想定される主なものに、雑損控除による所得控除と災害減免法による税額控除があるが、選択適用のためその判定を納税者に委ねているのが現状である。平時ならこれでもよいが、大規模な災害時となると他の災害支援の法律も絡み、適用有無や有利判定が複雑化することが考えられる。そこで、この救済法を一元化して簡素にするか、激甚災害など大規模災害時限定で両制度より有利な救済法を整備して納税者・被災者の申告納税負担を減らすべきである。

II 各税目に共通する改正意見

1. 納税者権利憲章を創設すること

【意見および理由】（一部加除 H25～）

平成 23 年度税制改正大綱（抄）で示された納税者権利憲章については、税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するための礎となるべきものであり、OECD加盟国の先進国の中でも納税者権利憲章や納税者権利保護法が無いのは日本だけである。納税者の権利を守る上でも、早急に創設されることが望まれる。

憲章については、複雑な税務手続を納税者の視点から理解し易いものとなるよう、一覧性のある形で、平易な言葉で簡潔・明瞭に示す形での策定が望まれる。

したがって、国税通則法第 1 条の目的規定を改正して、納税者権利憲章を創設して納税者の権利保護を図るべきである。

2. 税務調査手続を見直すこと

〔条文〕 通法第 7 章の 2 関係

【意見および理由】（一部加除 H25～）

国税通則法等に基づく税務調査手続の適正化への取組みは、申告納税制度における国と国民・納税者間の信頼関係を維持発展させるために欠かせない。そのためには手続規定の不断の見直しが必要である。実効ある制度の実施に向けて次の点について検討すべきである。

（1）税務調査の事前通知の時期について

事前通知の時期については法令に規定がなく、運用上調査開始日までに納税者が調査を受ける準備等ができるよう、調査までに相当の時間的余裕を持って行うこととしているが、担当者や統括官の判断により短期間で済まされる可能性もあることから、事前通知は最低でも税務調査候補日として税務署員が提示した日の内、最も直近の日から起算して 2 週間前まで行うものとすべきである。

（2）無通知調査における調査理由の開示について

国と国民・納税者の相互理解の向上と適正・公平な課税の実現のため、無通知調査における「無通知」で調査する理由を明らかにしていない現状を見直し、世間一般に認識されている調査理由、例えば、現金商売で過去の調査において仮装隠蔽があったことや公表外の資料情報があるなど、国民目線に立って可能な限り「無通知」で調査する理由を明らかにすることを当局に義務付ける。

（3）提出物件の留置きについて

国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができると法定化された。ただし、提出される物件が、調査の過程で課税庁職員に提出するために納税義務者等が新たに作成した物件である場合は、「留置

き」には当たらない取扱いとされている。

一般に、「留置き」の対象となる提出物件は、質問検査等の対象となる「帳簿書類その他の物件」の範囲に含まれるものであると考えられる。しかし、電子商取引や経理処理の電算化の進展に伴い電子媒体に記録されたデータ等、対象物件を巡り判断に迷う場合も生じている。

したがって、調査の現場で混乱が生じることがないように、「物件」の意義を法定し、具体的な判断基準を明示すべきである。

3. 各種の承認申請書および届出書の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限とすること

[条文] 法法 122、法令 30、52、119 の 6、消法 9、19、30、37、消令 20、通法 17

【意見および理由】 (～)

法人税の青色申告承認申請書をはじめ、棚卸資産・有価証券の評価方法や減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の提出期限は、当該事業年度の開始の日の前日までとされており、また、消費税の課税制度等の選択届出書については、課税期間開始の日の前日までとされている。しかし、評価方法等の変更の判断や設備投資等の事業計画は決算確定後に行うことが一般的であり、現行規定では実務上の不都合を招きかねず税制上の不利益を被ることがある。

公平な税負担、自由な経済活動を妨げない税制、簡素な申告納税事務、時代に適合する税制、透明な税務行政を実現するためにも、不都合や不利益の原因となっている現行の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限と同一にすべきである。

4. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した要件を定めること

【意見および理由】 (H24～)

法人税法、相続税法等において、同族関係者および特別関係者の範囲を定める場合は、民法上の親族概念(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)が借用されているが、現在の社会情勢から相当に乖離している。

したがって、同族会社の判定、特定同族会社の判定、非上場株式の納税猶予制度における納税猶予の取消事由に用いられている親族の概念を、それぞれの制度の具体的な要件に応じた範囲に限定し、実態に合わせたものに見直すべきである。

5. 復興特別所得税等の納税義務者および課税の対象から、所得税の源泉徴収義務者および源泉徴収税額を除くこと

[条文] 復興財確法 6～38

【意見および理由】 (一部加除 H27～)

復興特別所得税および防衛特別所得税（仮称）については、グロスアップ計算が複雑で利息、配当、給与等における源泉徴収事務に多大な影響を及ぼしている。

したがって、復興特別所得税等は源泉徴収の対象外とすべきである。

6. 印紙税法を廃止の方向で全面的に見直すこと

[条文] 印法 8、11、20

【意見および理由】（一部加除 H25～）

印紙税の課税は、課税文書が各種の経済取引の表現であり、担税力の間接的表現であることを根拠としているが、等しい担税力が認められるべき同一経済取引を行っても、その基となる契約書等の書類が電子文書であるか、紙の文書であるかの違いにより課税の可否が決まるなど、不合理・不公平な現象が生じることとなる。

本格的なデジタルトランスフォーメーション（DX）の時代を迎え、デジタルインボイス、電子帳簿保存法等の推進により、ペーパーレス化が進められている現在、署名または消印を必要とする印紙は時代に適合していない。

したがって、印紙税は廃止の方向で全面的に見直すべきである。

Ⅲ 所得税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 所得控除を整理・簡素化し、税額控除を見直すこと

[条文] 所法 72～87

【意見および理由】（一部加除 H24～）

所得控除は種々の項目が拡充されてきており、課税ベースが狭められ、所得税の財源調達機能が低下し、期待される富の再分配機能を弱めてきているとの指摘がある。そして、高所得者ほど税額の減少額が大きくなるという所得控除の欠点を補うため、適用要件等が複雑化している。

それゆえ、人的控除は税額控除によることとすべきである。人的控除は最低生活費部分に課税しないということがその趣旨であり、最低生活費は所得の多寡により変動するものではないので、軽減額が所得金額によらず一定となる税額控除で行うのが適切と考える。

また、時代背景等から既に役割を終えたと考えられる所得控除に関しては、廃止も含めた見直しが必要と考える。

これらのことから、以下のような改正をすべきである。

- ① 扶養控除、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、基礎控除…所得控除から税額控除へ変更
- ② 配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除…廃止（扶養控除に一本化）
- ③ 老人控除対象配偶者の控除額の加算…廃止
- ④ 勤労学生控除、医療費控除…廃止

2. 所得税の確定申告期限を延長すること

[条文] 所法 120

【意見および理由】（一部加除 R4～）

所得税の確定申告期限は3月15日であるが、元々諸外国に比べて申告期限までの期間が短く、納税者にとっては過度の負担となっている。さらに令和5年10月に導入された消費税のインボイス制度により、納税者の事務負担が従前より増加している。

したがって、確定申告期限を現行より1か月延長し、4月15日とするべきである。

【個別要望項目】

1. 土地建物等の譲渡損益の所得金額の計算方式を見直すこと

[条文] 所法 69、措法 31、32

【意見および理由】（一部加除 H24～）

土地建物等の譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の金額の計算上生じた損失について損益通算が認められていない現行の所得金額の計算方式では、担税力を失った部分に対しても課税しており、経済変動に対応できず、土地取引の活性化や遊休不動産の流動化を阻害している。そもそも税制は、経済活動や資産選択等に対し中立的であるべきである。

したがって、土地建物等の譲渡損益については、他の所得との損益通算を認めるべきである。

2. 損失の繰越控除の期間制限を見直すこと

[条文] 所法 70、71

【意見および理由】 (H25～)

雑損失および青色申告者の純損失の繰越控除については、更正の請求期間 5 年に合わせて現行の 3 年間から 5 年間に延長すべきである。

3. 源泉徴収の対象となる所得の範囲を見直すこと

[条文] 所法 181～215

【意見および理由】 (～)

源泉徴収制度は、申告納税制度の枠内にある「徴収のための」制度であり、税金の安定的・効率的徴収に貢献している。その一方、源泉徴収義務者に事務処理や納付期限の遵守といった負担を負わせている。

源泉徴収の対象となる所得の範囲は多岐にわたるが、確定申告や納付の手段も増えた現在では、自らの積極的な経済活動により獲得した収入については、納税者が自らの所得および税額を計算し、自らの責任において申告納付することを原則とし、例えば報酬・料金等の事業所得や雑所得で確定申告することを前提としている所得に係るものについては源泉徴収の対象から外すなど、その範囲を縮小・限定すべきである。

4. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例規定を見直すこと

[条文] 所法 56

【意見および理由】 (一部加除 H19～)

所得税法 56 条は、恣意的な所得分割による租税回避を排除する趣旨の規定であるが、過去には弁護士妻税理士事件のようにその趣旨に当てはまらないことが明白な事案においても、条文どおりの適用が肯定されるという最高裁の判断が示されている。租税回避行為が無ければ、独立した事業を営んでいる場合には、生計を一にする親族から受ける役務の提供や資産の譲渡等の対価は必要経費とすることを認めるべきである。

5. 白色申告の事業専従者控除を廃止し、青色事業専従者給与の制度と同一のものとすること

[条文] 所法 56、57

【意見および理由】 (R5～)

平成26年改正により白色申告と青色申告の差が小さくなり、もはや青色事業専従者給与と事業専従者控除の制度を別建てにしておく意義はない。白色申告の事業専従者控除を廃止し、青色事業専従者給与の制度と同一のものとすべきである。

6. 住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等を、自己または親族の所有している家屋について行うものとする

[条文] 措法 41

【意見および理由】 (～)

年齢や所得金額などから、例えば親の所有する家屋の増改築資金として子供名義で借入を行うことは多いが、その子供が当該家屋の所有者でない場合は、住宅借入金等特別控除は適用できない。通常、借入を行う者に既存家屋の所有権を移転して対応するが、所有権移転が増改築実施前か後かで控除の適用に可否が生じるのは不合理である。

住宅投資の促進と担税力への配慮という制度の趣旨を生かしつつ、現実に民間で広く行われている増改築の実態に即した住宅借入金等特別控除の適用を可能にするため、自己の居住の用に供している家屋については、自己の所有する家屋に限定せず、親族など一定範囲の者が所有する家屋にまで対象を拡大すべきである。

7. 控除対象扶養親族の年齢基準を見直すこと

[条文] 所法 84、85

【意見および理由】 (一部加除 R6～)

現状、扶養親族のうちその年12月31日現在の年齢が16歳以上の者が控除対象扶養親族とされ、そのうち19歳以上23歳未満の者が特定扶養親族とされており、暦年ベースとなっている。

一方で日本の高等学校、大学等の学年は年度ベースになっているため、子供が早生まれか否かで扶養控除のトータルの金額に差が出る（早生まれの方が少なくなる）。

このような不公平な状況を是正するため、判定基準を見直すべきである。

具体的には、学年に合わせるために控除対象扶養親族をその年の12月31日現在15歳9ヶ月以上の者とし、特定扶養親族は18歳9ヶ月以上22歳9ヶ月未満の者（××年4月1日以前に生まれた者）とすべきである。

8. ふるさと納税制度の内容を見直すこと

[条文] 所法 78、120、地法 37 の 2、314 の 7

【意見および理由】（一部加除 R 5～）

ふるさと納税については、「高校卒業まで地方で行政サービス受けて、進学などを機に大都市に出て就職し、大都市の自治体に納税する。このアンバランスな状況を税制で直したい」という制度発足の趣旨には大いに賛同できるが、規模の拡大が続く現状においては以下のような問題点がある。

- ① 自治体の減収分（住民税控除額）の 75%を国が地方交付税で補う仕組みがあり、その補填の原資は国税である。つまり最終的に全国民で負担していることになり、その金額が増え続けていると推察される（過熱する返礼品競争やポータルサイト間の競争もそれを助長していると考えられる）。
- ② 構造的に高所得者に手厚く、低所得者には恩恵が少ない。

いずれは制度そのものの廃止や返礼品廃止の検討も必要であると考えられるが、制度の抜本の見直しの第一歩として、返礼品のない寄附についてはこれまでどおり住民税控除額の特例分を適用するが、返礼品のある寄附については特例分を適用する寄附金額の上限を 10 万円程度とすべきである。

9. 大学法人等への寄附税制を拡充すること

[条文] 所法 78、所令 183、217 の 2、措法 9、70、措令 2 の 35、40 の 3、40 の 4、地法 37 の 2、314 の 7

【意見および理由】（R 8～）

国立大学の学費値上げや基礎研究分野への資金の枯渇からくるノーベル賞級の研究の停滞など日本の高等教育の危機が叫ばれている。また、文部科学省は中央教育審議会の大学分科会のなかで、学生納付金や国からの運営費交付金に頼るのではなく、多角的な自主財源の確保を求めている。

大学法人等の財政基盤の安定を図り、将来のわが国の課題や問題を解決すべく、アメリカの大学で広く採用されている信託を用いた寄附の形態である CRT（慈善残余財産信託）および CLT（慈善リード信託）を導入する税制の整備を検討すべきである。

日本版 CRT においては、令和 8 年度から施行予定の公益信託制度の見直しに倣い、寄附できる財産の種類を金銭だけから不動産や有価証券に広げ、受託機関についても信託銀行に限らず能力を有する者にも受託権限を与える。また、信託期間中に交付される金銭の限度額を元本の額の 30/100 から 50/100 に引き上げ、信託に譲渡する際に将来年金として交付される原資とならない 50/100 については、ふるさと納税と同様の税額控除の仕組みを導入し、さらに寄附金から生ずる年金については NISA と同様の配当所得として取り扱い、配当所得の非課税措置を講じ、寄附額のうち交付されない部分の残余財産については、相続税の非課税措置を講ずるようにする。

日本版 CLT 制度においては、信託設定時、慈善受益者に行われる信託収益の分配の現在価値に対し、所得控除を適用できるようにする。また、毎年の運用益に対しては年金支給などをせず、信託解約時まで配当や分配を行わないので、非課税とする。また、信託解約時の返戻金については、その金額から当初の信託金額から寄附をした金額を控除した金額を差し引いた部分が所得となるが、この金額は、実質は学資保険の満期返戻金などと同様な性質を持つことから、一時所得とする。

これらの税制の整備により大学法人等の財政基盤を恒久的に強固なものにする寄附を後押しすべきである。

10. 年の中途で死亡した場合の所得税の準確定申告の申告期限および青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告期限と統一すること

[条文] 所法 124、125、144、147

【意見および理由】（新設）

年の中途で死亡した場合の所得税の準確定申告の申告期限は、相続開始を知った日の翌日から4か月を経過した日の前日となっている。その間に遺産分割協議や公的年金等様々な手続きをする必要がある納税者にとって、この短期間で所得の把握をするのが困難であることが多いことに配慮して、相続税の申告期限と統一すべきである。

また、青色申告承認申請等の提出期限についても、準確定申告同様に遺産分割協議等によりその事業後継者を決定させること等が必要である点に配慮して相続税の申告期限と統一すべきである。

IV 法人税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 交際費課税における交際費等の範囲を見直すこと

〔条文〕 措法 61 の 4

【意見および理由】（一部加除 H24～）

交際費等の損金不算入制度は、昭和 29 年に企業の自己資本の充実と交際費の濫費抑制という目的で創設され、制度が維持されてきている。

また、累次にわたる改正を経て昭和 57 年度税制改正において法人が支出する交際費等の額は原則として全額損金不算入とされた。

しかし、現行の取扱いでは、交際費等の範囲が広く捉えられ、企業の事業活動に必要な不可欠とされる慶弔費等まで交際費等に含まれるものとされている。

このような慶弔費等は冗費とは言い難く、適正な支出であれば自己資本の充実も阻害しないことから、本来の課税趣旨に合致しない慶弔費等の損金算入を認めるべきである。

また、引き続き飲食店等に対する需要喚起や派生需要による経済活性化等を図るため、損金算入の特例が拡大、延長されていることも踏まえ、接待飲食費の全額損金算入を認めるべきである。

2. 役員給与の損金不算入制度を見直すこと

〔条文〕 法法 34、法令 69、H18 改正法附則 23、H18 改正法令附則 2

【意見および理由】（一部加除 R 6～）

① 役員給与については原則損金算入とし不相当に高額な部分の金額のみ損金不算入とすること。

② 定期同額給与の改定について中小企業の場合にはその要件を緩和すること。

定期同額給与に係る業績悪化改定事由については、法人税基本通達 9-2-13 や「役員給与に関する Q&A」において例示されているが、中小企業にとってはステークホルダー（株主、債権者、取引先等）が少なく、「業績悪化改定事由」を主張することが難しい。そこで、一定の中小企業については、「業績悪化改定事由」として形式基準を設け、対前年比売上減少比率の項目（例えば 30%減）と対前年比利益の減少比率の項目（例えば 50%減）を両方とも満たした場合等も認めるべきである。

3. 法人税の申告期限を延長すること

〔条文〕 法法 74、法法 75 の 2 ①①一、会社法 124 条の 2

【意見および理由】（R 7～）

各事業年度終了の日から2月以内の期間に株主総会を行い、決算を確定させて申告納税を行うことは納税者の事務負担に大きな影響を与えている。

会社法上、基準日株主が行使することができる権利は、当該基準日から3か月以内に行使するものに限られていることから、定款において事業年度終了後3か月以内に株主総会を開催すると規定していることが多い。また、諸外国の法人税の申告期限を見ても各事業年度終了の日から2月以内という国は珍しく、多くの国では3月以上の期間を設けている。

そのことから、法人税の申告期限を各事業年度終了の日から3月以内とし、特別な事情がある場合においては、所轄税務署長は法人の申請に基づき、その各事業年度の確定申告書の提出期限を更に2月間延長することができるようにすべきである。

【個別要望項目】

1. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率を見直すこと

〔条文〕 法法 52、法令 96

【意見および理由】（一部加除 H25～）

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、破産手続開始の申立てがあった場合等の要件が定められ、対象債権金額から一定額を控除した金額の50%相当額が繰入限度額となる。しかしながら、実際の配当率等はそれよりも低いことが一般的であることから、現行の50%の繰入率を見直すべきである。例えば、破産手続における配当率はおおむね5%以下であるので「破産手続開始決定」の場合は、95%相当額を繰入限度額とするよう要望する。

2. 退職給付引当金の損金算入を中小法人について認めること

〔条文〕 旧法法 54、法法 22

【意見および理由】（一部加除 R3～）

平成14年まで法人税法上の各事業年度の所得の計算において、退職給与引当金の損金算入はその例外として、別段の定めをもって認められていた。

中小企業にとって退職金の支給の有無は損益に大きく影響することから、従業員の処遇や人材確保にも影響を及ぼすことになる。また、同制度廃止後、社会情勢の変化もあり、我が国では非正規雇用・ワーキングプアといった雇用条件の格差の問題が顕著となってきている。

さらに、中小企業が準拠すべき「中小企業の会計に関する指針」等においても当期の費用に属する金額は、当期の費用に計上しなければならないとしている。

したがって、中小法人については退職給付引当金の損金算入を認めるべきである。

3. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除について、期間および控除割合の制限を廃止すること

[条文] 法法 57

【意見および理由】（一部加除 H27～）

平成 27 年度および平成 28 年度税制改正において、青色申告書を提出した場合の法人税における欠損金の繰越控除は 9 年から 10 年に延長され、大法人については欠損金の控除限度額は、その事業年度の所得の 80%から 65%、60%、55%、50%相当額になった。

しかしながら、営業年度はゴーイングコンサーンの下で人為的に区切られたものに過ぎず、損失も利益も本来は一体のものである。これは税務上においても尊重されるべきであり、例えば、アメリカでは 20 年、イギリスやドイツでは無制限に認められるという例もある。また、我が国においても、法人税法上、資産整理に伴う私財提供等があった場合には、欠損金の生じた事業年度がいつであっても無制限に損金算入が認められる例もある。

したがって、青色申告書を提出した場合の法人税における欠損金の繰越控除については、期間および控除割合に制限を設けるべきではない。

特に、中小法人については財務的基盤が脆弱であり、原材料値上りによるコスト高、売上高の減少、資金繰りの悪化等に対処できるよう事業の再生支援が必要であることから、期間制限を廃止すべきである。

4. 国外関連者に対する寄附金の損金算入を中小法人について認めること

[条文] 法法 37、措法 66 の 4

【意見および理由】（一部加除 H25～）

経済のグローバル化に伴い、製造業を営む中堅中小企業においても、生き残りを賭け海外に子会社を設立し、海外に製造拠点を移す動きが今後も続くものと予想される。その際、海外に設立した子会社は当面赤字が続き、事業の運営上、国内の親法人が様々な業務支援を行っている状況が見受けられる。また、親会社が子会社に対して、実際に役務の提供にかかる対価を請求する場合、相手国によっては親子会社間の送金が制限され、実質的に請求できない場合もある。

それゆえ、中小法人については、法人税法基本通達 9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）に該当する場合に加え、海外進出時の一定期間における子会社支援についても経済合理性があるものとして、海外進出計画等の提出を要件に、国外関連者に対する寄附金の損金算入を認めるべきである。

5. 試験研究費に係る税額控除制度を見直すこと

[条文] 措法 42 の 4

【意見および理由】(一部加除 R3～)

国際競争力の維持向上のためには、企業の研究開発投資は欠くことができないものであり、まさにその活動は生命線である。近年は毎年制度の見直しがされているところではあるが、試験研究費に係る税額控除制度では、支出事業年度に控除出来なかった金額についての措置は未だ不十分である。

一般的に、研究開発費については、投下資本の回収に長期間を要する場合が多いことから、中小企業の研究開発投資を促進させるためにも、繰越控除制度を復活し、繰越控除期間を5年間にすべきである。

6. 減価償却制度を見直すこと

[条文] 所令 120 の 2、法令 48 の 2

【意見および理由】(一部加除 H28～)

減価償却資産の計算方法は定額法へ統一するような動きがみられる。税務においても平成 28 年度改正により、建物附属設備および構築物については選択の余地はなく、定額法となったことから、同じ資産に分類される場合であっても償却方法が異なる場合が生じることとなった。

しかし、定額法に一本化した影響により、減価償却資産を取得すると従前に比して初期の税負担が増えることとなり、中小企業の投資意欲を減退させる可能性がある。

したがって、中小企業においては有形の減価償却資産について定率法と定額法を選択適用を認めるべきである。

7. 電話加入権を減価償却の対象とするか、その評価損を認めること

[条文] 法法 2、33、法令 12、13

【意見および理由】(R6～)

電話加入権は非減価償却資産とされ減価償却の対象とはならず、その評価損も認められていない。しかしながら、現在は IP 電話等の普及により電話加入権を購入しなくても固定回線を開通することができ、また、その市場価格も下落しており、加えて、相続税においても一括して評価する家庭用財産等に含めていることなどを考慮すると、当初の取得価格を税務上の取得価額として計上することは実情にそぐわない。

したがって、電話加入権を減価償却の対象とするか、その評価損を認めるよう見直すべきである。

8. 本店所在地の地方公共団体に対する寄附金について特別控除を設けること

[条文] 措法 42 の 12 の 2

【意見および理由】(R7～)

平成 28 年に創設された企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から控除される仕組みであり、令和 2 年度税制改正により最大で寄附額の約 9 割が軽減される仕組みに改組された。

企業の社会貢献の一環として、本社所在地の地方公共団体へ寄附等を行っても、税制上の効果は寄附額の約 3 割（損金算入部分）にとどまるため、企業版ふるさと納税制度ほどの税制優遇を享受することができず、地元の事業に貢献したいという企業に対しての寄附誘因効果を減退させることになる。

地方における現状を鑑みると、人口急減・超高齢化という大きな課題に直面しており、各地域が自立的で持続的な社会を創生するためには、地元企業の寄附等による社会貢献も重要な要因となりうると考えられる。一方、自治体間の過度な寄附の誘引は本来の制度趣旨から逸脱した事業を助長するリスクもあることから、例えば、地元で UI ターンする人に対する技術支援や高校生の人材育成等の事業で国等の認定を受けた場合に限定した上で、当該事業への本店所在地の地方公共団体に対する寄附金について、通常の 3 割の損金算入以外に寄附額の一定額について税額控除を認め、企業版ふるさと納税に近い税制優遇措置を創設すべきである。

9. 給与等の支給額が増加した場合の特別控除における役員就任時の取扱いを見直すこと

[条文] 措法 42 の 12 の 2

【意見および理由】(R8～)

この特別控除においては、雇用者給与等支給額の前事業年度からの増加額が税額控除の計算の基礎とされる。

しかしながら、事業年度の途中で役員（使用人兼務役員を含む。）に就任した者については、役員就任後の給与がその計算の対象外とされることから、前事業年度よりも雇用者給与等支給額を減額することになってしまう。その結果、他の使用人に対する給与を大幅に増額していても特別控除が減額される、場合によっては特別控除が適用できない場合も出てきている。

そのことから、事業年度の途中で役員に就任した者については、雇用者給与等支給額および比較雇用者給与等支給額の計算の対象から除外するなどの措置を講ずるべきである。

10. 控除対象外消費税等の取扱いを整理すること

[条文] 法令 139 の 4

【意見および理由】(R8～)

資産に係る控除対象外消費税等は、一定の場合、全額がその事業年度の損金とされず繰延消費税額等として5年間で損金算入することとなっている。また、交際費等に係る控除対象外消費税等は損金の額に算入されないこととされている。

しかしながら、その消費税額は、資産取得や交際費等の支出時に消費税等として支払済みであり、その消費税等の支出の効果が数事業年度に及ぶものではなく、また、交際費等に係る消費税等は冗費とされるものではない。

税抜経理における上記の取扱いは、税込経理との所得計算における差異を小さくするために設けられたものと考えられるが、消費税に関して取扱いが異なる点は他にいくつか見受けられ、税込経理との整合性をとる必要性は乏しいと考える。

消費税の計算における仕入税額の原則的な計算方法は、インボイス制度導入前の課税仕入の支払対価の額に110分の7.8を乗じて計算する方法から、交付された適格請求書等に記載された消費税額等に100分の78を乗じて計算する方法(いわゆる積上方式)に変更された。積上方式においては、仕入税額は本体の支出とは直接の関係がなく、損金算入を繰延べる、または不算入とする根拠が存在しない。

これらのことから、資産に係る控除対象外消費税等に対する繰延消費税額等の計算および、交際費等に係る控除対象外消費税額を損金不算入とする取扱いを廃止すべきである。

11. 移転価格税制の適用をより簡素かつ合理的なものとする

[条文] 措法 66 の 4

【意見および理由】(新設)

OECD「BEPS包括的枠組み」において、移転価格税制の適用の簡素化・合理化アプローチが示された。しかしながら、我が国においては、当該アプローチを実施しないこととされた。

我が国の現行の制度では、独立企業間価格の算定や根拠付けに多大な労力と費用をかけており、企業にとっては非常に重荷となっている。加えて、当該アプローチを適用する国と適用しない国があるなど、各国の独立企業間価格の算定方法等がまちまちであると、規模や費用の面から相互協議になじまない中小企業にとって二重課税のリスクが大いに高まることになる。

このことを回避するため、当該アプローチにあると考えられる問題点を解消すべく、各国に働きかけ、無形資産取引を含む移転価格税制の適用をより簡素、かつ、合理的なものとするべきである。

12. 国税庁が保有する役員給与、退職給与等に関する情報を提供すること

[条文] 法令 70

【意見および理由】(新設)

役員に対して支給する給与、退職給与の額のうち、不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入されず、その判断は、同業類似法人の役員給与等の支給状況から判断されている。

しかしながら、納税者は、同業類似法人の支給状況等の情報を保有しておらず、税務調査等における国税当局の判定を一方的に受け入れざるを得ない状況にある。

そこで、国税庁が保有する役員給与、退職給与に関する情報を、個人情報等の流出防止を図りつつ、納税者に提供すべきである。

V 相続税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 相続税の申告期限を延長すること

[条文] 相法 27

【意見および理由】（一部加除 R4～）

近年では以下のような理由により、従来に比べて申告業務に相当の時間を要するようになってきていること等から、相続税の申告期限を現在の 10 か月から 1 年に延長すべきである。

（理由）

- ① 事業承継税制への適用対応
- ② 海外在住の相続人等の存在
- ③ 海外資産の把握および評価
- ④ 暗号資産、ネット預金等のいわゆるデジタル資産など把握に時間を要する相続財産の増加
- ⑤ 課税対象が、相続開始前 3 年以内から 7 年以内の贈与に延長となったこと
- ⑥ 納税猶予の判断および適用手続に時間を要すること
- ⑦ 民法改正により創設された「特別寄与料の請求又は申立期間」や遺留分制度の改正による「遺留分侵害額請求の請求期間（消滅時効）」がともに 1 年であることとの不整合（申告期限後に「特別寄与料の確定」や「遺留分侵害額の確定」があった場合には、更正の請求等で是正手続を行うことになるが、現状の 10 か月の申告期限では是正手続の増加が見込まれ、納税者・課税庁ともに手続が煩雑になる。）

2. 非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予および免除制度を見直すこと

[条文] 措法 70 の 7 の 5、措法 70 の 7 の 6 他

【意見および理由】（一部加除 R3～）

平成 30 年度税制改正において従来措置（以下「一般措置」という。）とは別建ての「特例措置」が 10 年間の期間限定で創設されたが、納税猶予の打ち切りリスクは依然として残っており、税制適用を躊躇させる原因となっている。

中小企業経営者の高齢化は喫緊の状況であり、早急に以下に掲げる方向への抜本的な改正をすべきである。

（見直すべき内容）

- ① 特例措置は令和 9 年 12 月 31 日までとなっているが、特例措置の適用期限を延長するか、仮に廃止されるのであれば現行制度に代わる新たな制度を検討する必要がある

- ② 厳格な手続は残しつつも、宥恕規定を創設すること

【個別要望項目】

1. 相続税の課税方式を見直すこと

[条文] 相法 11、15、16、17 他

【意見および理由】（一部加除 H24～）

現行の相続税の課税方式は遺産取得者課税（法定相続分課税）方式を採用しているが、以下の問題点を有しているため、各相続人が取得した財産の額に基づき相続税を計算する「遺産取得課税方式」に変更すべきである。

（現行方式の具体的な問題点）

- ① 同額の財産を取得しても税額が異なることがある（遺産総額、法定相続人数の影響）
- ② 一人の相続人等の申告漏れは、他の共同相続人等にも意図せざる追徴税額を生じさせる
- ③ 小規模宅地等の特例などの効果が、特例を適用しなかった事業継続・居住継続に関係しない相続人にも影響し、当該相続人の税負担に軽減効果生まれる
- ④ 改正民法により遺産分割手続きとは別個の制度から派生する相続税申告義務者（特別寄与者）が出現し、法定相続人の数と納税義務者の数とが乖離する結果となっているにもかかわらず、法定相続人数から計算される基礎控除額を課税価格総額から直接控除するという現行方式は、遺産取得課税方式と比較すると計算構造上の優位性が失われている

2. 類似業種比準方式による取引相場のない株式の評価を見直すこと

[条文] 財基通 180

【意見および理由】（一部加除 H24～）

評価会社の業績に変動がない場合でも、上場会社（類似業種）の株価等の変動が株式の評価額に著しい影響を及ぼすことになる。取引相場のない株式の評価の一要素にすぎない上場会社の株価の急激な変動が、株式評価額に多大な影響を与えることについて緩和措置を講じるべきである。

また、会計検査院による令和5年度決算検査報告等を踏まえつつ、事業承継税制制度の趣旨や、換金性の乏しい株式を取得した者への過度な税負担の回避等を十分考慮すべきである。

3. 耐用年数を経過した家屋等の評価方法を見直すこと

[条文] 財基通 89 他

【意見および理由】(一部加除 R3～)

耐用年数を経過した家屋の固定資産税評価額は再建築価格に最終残価率 20%を乗じた金額となっており、耐用年数経過後はほぼ評価額が下がらない。

しかし、家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に倍率 1.0 を乗じた金額となっているため、耐用年数を経過した家屋(特に老朽化した家屋)については、相続税評価額と実際の価額が著しく乖離していることが多い。これを是正するため、最終残価率である 20%をその家屋の築年数に応じて引き下げるべきである。

また、老朽化した家屋の敷地の相続税評価額についても、その家屋の取り壊し費用の控除を認めるなど、減額する措置を設けるべきである。

4. 損害保険契約に係る返戻金のみなし贈与財産規定を見直すこと

[条文] 相法 5

【意見および理由】(一部加除 H24～)

傷害を保険事故とする損害保険契約に係る解約返戻金や満期返戻金は、生命保険契約に係る返戻金と同様に、その契約の第三者保険料負担分については「みなし贈与財産」とされている。しかし、建物更生共済契約など火災等を保険事故とする損害保険契約に係る返戻金は「みなし贈与財産」とされず、「一時所得」として課税され、建物更生共済契約を贈与手段として活用している者も見受けられる。

課税の公平性の観点から、このような傷害を保険事故とする損害保険契約以外の損害保険契約に係る返戻金についても「みなし贈与財産」とするように検討し、法整備すべきである。

5. 相続税の連帯納付義務制度を見直すこと

[条文] 相法 34

【意見および理由】(一部加除 R3～)

相続税法では、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者について互いに連帯納付義務を定めているが、わが国の相続税は法定相続分課税方式と言われ、納税義務者は財産の取得者となっているため、相続税は財産を取得した各相続人や受遺者の固有の債務とみるのが自然である。

しかるに、一部の相続人や受遺者が固有の相続税を滞納すると、他の相続人や受遺者には自己の固有の相続税を既に納付しているにもかかわらず、連帯納付義務に基づく督促処分がなされる。

かかる連帯納付義務制度は、平成 24 年度改正により特定の場合には連帯納付義務が解除されることにはなったものの、いまだに残存しており、戦後の民法の下で 75

年以上が経過し、親族間の人的関係が希薄化している今日的状況に適合しているとは言い難く、見直すべきである。

6. 遺留分侵害額請求に対して金銭以外の相続財産で弁済した場合の課税関係を見直すこと

[条文] 所法 33、所基通 33-1 の 6 他

【意見および理由】（一部加除 R6～）

令和元年の民法改正で遺留分減殺請求権が遺留分侵害額請求権となり、金銭債権とされたことにより、請求に対し金銭以外の相続財産を弁済に充てた場合は、代物弁済に該当するとされた。

しかし、遺留分侵害額請求に対する弁済はそれが金銭によるかどうかに関わらず、あくまで遺産分割の過程の一つと考えられるので、民法改正前と同様に、相続税の範疇で課税が完結されるよう法整備すべきである。

ちなみに、財務省の令和元年度税制改正の解説（相続税法編）には「民法改正に伴い、遺留分に関する規定が物権的効力から金銭請求権へと変化したものの、権利行使によって生ずる担税力の増減は改正前と同様であると考えられることから、改正前と同様の課税関係とし（後略）」とある。このことから民法改正の前後で課税関係は同様とすべきである。

7. 相続により取得した建物等を相続税申告期限内に、その建物等を取壊した場合には、建物等の評価額をゼロにするとともにその解体撤去費用を債務として認めること

[条文] 相法 13、14、22

【意見および理由】（R8～）

社会問題となっている空き家問題に対して、所得税法においては被相続人の居住用財産を売却した場合の 3,000 万円の特別控除の特例制度（措法 35 条 3 項）が設けられていることから、相続税法においても、居住用又は事業用に関わらず現に使用していない建物等については税制上の措置を講ずるべきである。

相続した現に使用していない建物等について相続税の申告期限までに、解体撤去を完了または開始した場合には、建物等の評価額をゼロとする又は一定の評価減を認めるとともに解体撤去費用については被相続人の債務とみなして債務控除対象とすべきである。

8. 個人・法人間で土地の使用貸借があった場合における借地権の取扱いを明確にすること

[条文]相基通 25、法基通 13-1-7

【意見および理由】（新設）

個人が所有する土地を同族法人に無償で使用（権利金の授受および借地権の計上がなく、無償返還届出書未提出）させている場合、借地人である当該法人に借地権が認定されるか否かについては、実務上の混乱が生じている。

これに関しては課税上の影響が大きいため、個人・法人間で土地の使用貸借が存在した場合の取扱いを明確にすべきである。

VI 消費税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すこと

[条文] 消法 29、H28 改正附則 34

【意見および理由】（一部加除 H24～）

消費税は、導入当初より所得水準が低い家計ほど所得に対する消費税の負担割合は高くなるという逆進性の指摘がある。そのため、10%への税率の引上げに伴い低所得者への配慮をどのように行うべきかの観点から、逆進性を緩和するための措置として、「酒類および外食を除く飲食料品・新聞」に軽減税率（複数税率）制度が導入された。しかし軽減税率制度は、①逆進性緩和効果の観点から高額所得者により高額の軽減効果が及ぶため低所得者層の負担軽減効果がさほど期待できない、②制度設計の困難性があり、軽減税率の対象とする範囲などの仕切りを合理的・公平に選定することが困難である、③事業者のコストの増大や徴税コストの増大が指摘されている。

したがって、逆進性の緩和措置はより効果的と指摘のある、低所得者向けの給付付き税額控除制度等を検討すべきであり、導入された軽減税率制度を廃止し、よりシンプルな単一税率制度に戻すべきである。

2. 消費税の基準期間制度を廃止すること

[条文] 消法 2

【意見および理由】（H24～）

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間に課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じることとなったりするような不合理な現象が生じる。また、免税事業者が多額の設備投資を行う場合、課税期間の開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければ、支出消費税の精算が出来ないが、この取扱いが十分に周知・理解されていない状況から消費税還付を受けられなくなったという事例も少なくない。

したがって、基準期間制度による弊害を解決するために、基準期間における課税売上高等による納税義務の判断を廃止し、原則すべての事業者を課税事業者と整理したうえで、当期又は事業年度の課税売上高が一定額以下の場合には、選択による申告不要制度を導入すべきである。

3. 非課税取引の範囲を見直すこと

[条文] 消法 6

【意見および理由】(R4～)

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付および役務の提供と規定されている。課税対象となる国内取引のうち、消費一般に広く負担を求める税の性格からみて、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でないものを非課税取引としている。

現行制度において、非課税売上有る場合の仕入税額控除は、原則、課税売上割合に対応する部分のみが控除対象となっており、控除対象外となる消費税額は税額控除できないため、事業者コストとして残ることとなる。

一般的な非課税取引を行っている事業者は、実務上、控除対象外コストを販売価格に転嫁しており、非課税といえども消費者は消費税相当額を負担している。

また、非課税取引のうち医療・介護など報酬額に定めがある事業者は、控除対象外コストを直接消費者に転嫁することができず、診療報酬等を通して配分されることとなるため、消費税と診療報酬等との関連付けが不十分だと、事業者の経営が不安定になるとの指摘がある。

消費税の制度は、可能な限り広くシンプルな制度であるべきであるとの認識から、課税対象の例外的位置づけにある非課税取引のうち、特に「社会的な配慮に基づく」取引について、その範囲を見直し、非課税取引の縮減を図るべきである。

【個別要望項目】

1. 課税事業者・簡易課税制度・課税期間の短縮を選択した場合における2年間の継続適用の規定を1年間に短縮すること

[条文] 消法 9、19、30、37

【意見および理由】(H27～)

課税事業者選択届出書、簡易課税制度選択届出書、課税期間特例選択届出書は、提出後2年間は継続適用しなければ、各選択不適用届出書を提出することができない。

このようにいわゆる2年縛りの目的は、各制度・方式の適用・不適用を繰り返すことによる消費税額を計算する場合における事業者の恣意性を排除することにある。しかし、課税事業者を選択した事業者が免税事業者に戻ることで、簡易課税制度の選択を取り止めること、課税期間の短縮を取り止めることは、特例的な取扱いを受けることを止めて、原則的な取扱いに戻ることであり、恣意性が問題視されることには当たらないと考えられる。

経済状況の変化など事業者を取り巻く外的要因により、一度選択した制度・方式であっても、翌年には実情に合致しないこととなりうるが、事業者は常に事業計画等を見直す必要があるにもかかわらず、2年縛りの制約が経営判断の足枷となっている。

したがって、恣意性の排除は1年で十分であり、税制が円滑な事業活動を阻害することのないよう、各制度・方式の2年間継続適用の規定を1年に短縮すべきである。

2. 調整対象固定資産を取得した場合および高額特定資産を取得した場合の原則課税等の3年縛りを廃止すること

[条文] 消法9、12の2、12の4、37

【意見および理由】(R5～)

平成22年度税制改正により、調整対象固定資産を取得した場合の簡易課税制度選択届出書・消費税課税事業者選択不適用届出書の提出制限規定が導入され、さらに平成28年度税制改正により、高額特定資産を取得した場合の簡易課税制度選択届出書・消費税課税事業者選択不適用届出書の提出制限規定が導入された。

この両規定の趣旨は、本来は控除対象とならない賃貸住宅等の取得に係る消費税額を控除対象とすることにより還付を受けるケースに焦点を当てたものであると考えられるが、令和2年度税制改正により居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の不適用の規定が創設されたことから、消費税の不適切な還付に対する対策は十分にされている。よって、この二つの簡易課税制度選択届出書・消費税課税事業者選択不適用届出書の提出制限規定は、廃止すべきである。

3. 仕入税額控除の要件としては「帳簿および請求書等」の保存とあるが、適格請求書等保存方式が導入されたのであるから、その帳簿の記載事項については簡素化すること

[条文] 消法30

【意見および理由】(R6～)

適格請求書等保存方式が導入されたことにより、仕入税額控除の要件の一つである帳簿への記載事項については、インボイスによりその内容や消費税の情報が十分に確認できることとなっている。よって、帳簿の記載事項については実務の効率化の観点から、現状より大幅に簡素化すべきである。

4. インボイス発行事業者となる小規模な事業者に対する負担軽減の経過措置および適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置を恒久化すること

[条文] H28改正法附則51の2、52、53の2、H30改正令附則24の2

【意見および理由】(一部加除R7～)

これらの経過措置は、適格請求書等保存方式が実際の取引に与える影響を軽減し、同方式を円滑に導入するために講じられたものである。

小規模な事業者に対する負担軽減措置として、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けて課税事業者となった場合に、適格請求書等保存方式の開始から3年間、その納付税額を売上税額の2割とする経過措置が設けられた。

この措置は、これまで免税事業者であった小規模な事業者が適格請求書等保存方式の施行を契機に課税事業者となる場合のさまざまな困難さや事務負担を一定期間緩和する等の観点から見直しが行われたものであるが、期間の経過によってさまざまな困難さや事務負担の軽減が図られるものではない。

また、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除については、6年間の経過措置として、一定の条件の下、最初の3年間は仕入れに係る消費税額相当額の80%の控除が認められている。

しかしながら、免税事業者にとっては、期間の経過によって取引条件が不利になりやすい状況に変わりはなく、さらに免税事業者であっても自らの仕入れに係る消費税額を負担しているのであるから、小規模事業者保護のため、このいずれの経過措置も恒久化すべきである。

インボイス保存の要件に関しては、基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者については、6年間に限り少額取引（税込み1万円未満）につき保存要件を緩和したが、昨今のインフレにより少額取引と思われる取引の金額自体が増額傾向であり、この特例を適用できるものが少なくなっている。そこで、この経過措置における少額取引基準を3万円未満に引き上げるとともに、1万円未満の取引に関しては経過措置終了後も引き続きインボイス保存を不要とすべきである。

5. 確定申告書の提出期限を1か月延長すること

[条文] 消法 45

【意見および理由】 (R7～)

消費税に適格請求書等保存方式が導入され、対応事務が増加したことから、確定申告書の提出期限を課税期間の末日の翌日から3月以内に改正すべきである。

これまで消費税法では、確定申告書は、原則として課税期間の末日の翌日から2月以内に提出することとされていたところ、令和2年に、法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人では、事務負担を軽減する観点から、確定申告書の提出期限が1か月延長された。

令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式が導入され、適格請求書の記載内容の確認と補正、登録番号の確認、適格請求書発行事業者以外の者との取引の別管理などの事務が加わり、その事務量は、区分記載請求書等保存方式に比し、大幅に増加することになった。

また、消費税の経理は法人税の経理と密接に関連していることから、その相互チェックにも時間を要している。

これらの事務量増加に対応するため、事務のシステム化や確認事務の前倒しなど、可能な限りの対応を行ってきたところではあるが、確定申告書の提出期限までに事務が集中し、相当程度の時間外労働が発生することとなった。

このような実情と、働き方改革関連法の施行により、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされたこと等を踏まえ、法人税とともに消費税についても確定申告書の提出期限を課税期間の末日の翌日から3月以内に改正し、法人の確定申告書の提出期限の特例（消法45の2）を廃止すべきである。

6. 個人事業廃業時の事業用資産に消費税のみなし譲渡課税を適用しないこと

[条文] 消法4

【意見および理由】（R8～）

法人の清算時における株主への現物による残余財産の分配が消費税の課税対象とならないのに対して、個人事業者が事業の廃止時において有している事業用資産を家事のため消費し、又は使用した場合、課税対象（みなし譲渡）となってしまう。

法人と個人で廃業するという実質が変わらないのにも関わらず、消費税の取扱いが異なっている。また、個人が廃業するのは、多くの場合資力を相当程度喪失している、つまり担税力がない状態にあるものに対して、さらに消費税を課税するという制度になっている。

これらの点を考慮して、少なくとも廃業した年の前年以前に購入した資産についてはみなし譲渡課税の適用範囲から除外すべきである。

7. 電気、ガス、上下水道、有料道路に係る役務提供に関しては、インボイスの発行を免除すること

[条文] 消法57

【意見および理由】（R8～）

電気、ガス、上下水道、有料道路に係る役務提供をする事業者は当然にインボイス発行事業者であり将来もインボイス発行事業者でなくなる可能性は極めて低いと考えられる。また、これらの取引に係るインボイスは電磁的方法により交付されることが多いが、その発生頻度が高いため、事業者の事務的負担が非常に大きいものになっている。さらに、これらの取引金額についてはクレジットカード利用明細等や通帳等の口座履歴で確認できることから、これらの取引についてインボイスの交付を免除する課税資産の譲渡等として取り扱うべきである。

8. 簡易課税制度におけるみなし仕入率を実情に近づけ、資産取得等の課税仕入れは簡易課税選択時にも仕入税額控除を可能とすること

[条文] 消法 37

【意見および理由】（新設）

簡易課税制度は、小規模事業者の事務負担に配慮して、原則課税に対して特例的に認められた制度である。しかし創設当初から益税問題があり、税率の上昇によってその額も無視できない額に達しているのが現状である。事務負担に配慮する為だとしても原則課税よりも簡便で有利になるなら原則課税を選択する理由は無くなるはずである。そこには固定資産の取得等の課税仕入れが発生した場合の判断が絡み、より選択を困難にしている。

そこで簡易課税の事業区分を適時見直し、より実情にあったみなし仕入率に設定することにより、通常の営業活動における税負担はいずれの選択をしても同額になることから、一定の条件下での資産取得費用や災害等による資産損失の復旧費用等の課税仕入れは、簡易課税でも現制度の別枠で、仕入税額控除させるべきである。

Ⅶ 地方税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすること

[条文]地法 34、314 の 2、314 の 6

【意見および理由】（一部加除 H27～）

個人住民税の所得割は、所得税と同様に個人の所得を課税標準としているが、所得控除の種類も同じであるにも関わらず、所得控除額の算出方法に違いがあり、課税ベースには差異が生ずる。このことは、いたずらに所得課税制度を複雑にしているだけであり、納税者にとって分かりにくいものとなっている。

したがって、簡素な税制の構築のために、個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすべきである。

また、所得税の基礎控除額が令和 7 年度税制改正において変更され、特に低所得者層に手厚くなっているが、個人住民税の令和 8 年度の基礎控除額は改正されていない。所得税と同様の改正を速やかに行うべきである。

【個別要望項目】

1. 固定資産税評価額は、十分な検討を行い実態に即したものとすること

[条文]地法 341、388

【意見および理由】（一部加除 H22～）

固定資産税の課税標準となる固定資産税評価額は、他税目の課税標準としても援用されている。そのため、固定資産税の賦課において市区町村間の課税の公平性を確保しなければならず、固定資産の評価にあたって各自治体が適正な価格を決定しなければならない。

ところが、土地については、地方税法において適正時価により評価するとされているが、一般的な土地の取引市場を形成していない市街化調整区域内の雑種地や既存宅地以外の宅地では、実勢価格との乖離が多く見受けられ、また、土地の形状その他の個別の状況を反映した評価とすべきところ、中小規模の自治体においてその対応が遅れが生じているところも見受けられる。

また、家屋については、最終残価率が 20%であるため、古い物件については評価が下がらず、実態と大きく乖離していることが多い。

したがって、固定資産税評価額を算定する際には、他の国税や地方税に与える影響も考慮し実態に即したものとするとともに、その評価基準と算定基準を公開することにより課税の公平を図るべきであり、すべての自治体において固定資産の評価に関する地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録等の統計資料を整備し、市区町村間の公平性を確保すべきである。

2. 事業税における社会保険診療報酬等に対する特例措置を廃止すること

[条文]地法 72 の 23、72 の 49 の 12

【意見および理由】（一部加除 H19～）

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は、社会保険の保護育成を図り、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものである。

このような問題は社会保険政策の中で対処すべきものであり、税制において対応すべき性質のものではないことから、この制度は早急に廃止すべきである。

3. 個人事業税の事業主控除額を引き上げること

[条文]地法 72 の 49 の 14

【意見および理由】（一部加除～）

個人事業税においては、事業税が物税であることに鑑み、事業所得額から事業主の勤労性所得該当部分を控除する性格で、事業主控除の制度が設けられていると考えられる。事業主の勤労性所得額について検討するに、国税庁の民間給与実態統計調査（令和6年）によると、小規模企業である資本金 2,000 万円未満の法人（株式会社）の役員報酬平均は 665 万円となっている。これに比べ現行の控除額 290 万円はあまりにも過少である。

よって、この控除の本来の趣旨を踏まえ、その控除額を少なくとも 500 万円程度に引き上げ、制度の目的に合致させるべきである。

4. 償却資産に係る固定資産税の仕組みを見直すこと

[条文]地法 342、349 の 2、383

【意見および理由】（一部加除 H30～）

償却資産税の申告にあたっては、大部分の納税義務者は決算事務とは別に固定資産を管理しなければならず、事務処理が煩雑になっている。

そこで、納税義務者の事務処理負担を軽減するため、償却資産申告書の提出期限を法人については法人税の申告期限、個人については所得税の申告期限と同時期にしたうえで、従来賦課課税方式から申告納税方式に変更すべきである。

なお、機械設備等への課税は我が国と製造業が競合するアジア諸国において例がなく、企業の投資意欲を低下させ、政府の投資促進政策を阻害し、製造業等の特定業種に税負担が偏重し課税の公平が歪められていると考えられることから、償却資産に係る固定資産税は将来的に廃止することも検討すべきである。

5. 全国の都道府県および市町村申請届出様式の書式を統一し、利便性を向上させること

[条文]地法 317 の 2 ほか

【意見および理由】(一部加除 H27～)

現在、法人設立に関する届出書等を eTAX で提出する場合の各種届出様式等は、都道府県あるいは市町村単位では統一されているが、紙による届出書等の提出の場合は各自治体独自の様式になっているため、関係各自治体の用紙を使用しなければならない。また、自治体によってはウェブページから様式をダウンロードできないケースもあり、更に手続が煩雑になってしまう。

届出手続事務の効率化および行政コスト削減に寄与するために、各種届出等は全国同一の様式とし、またその様式をダウンロードできる共通のウェブページを開設すべきである。

6. 個人住民税の特別徴収を特別徴収義務者が支払った給与所得に限定すること

[条文]地法 321 の 3

【意見および理由】(H29～)

特別徴収義務者が、従業員等へ支払った給与以外の所得を知り得るのは個人情報漏洩に当たり、個人情報保護法違反の疑いもある。

従たる給与に係る所得や他の所得が多額である場合には、特別徴収が困難となることも想定できる。また、所得税確定申告書の第二表には給与所得以外の所得に係る所得割を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の選択をしたが、市町村の過誤によって特別徴収義務者にその情報が漏洩した事例も見受けられる。

したがって、給与所得以外の所得および従たる給与の所得に係る所得割については、特別徴収とせず普通徴収に限定すべきである。

7. 出国の際にその年分の所得について個人住民税を課税すること

[条文]地法 32、313

【意見および理由】(R7～)

個人の所得課税において、個人住民税はその年の1月1日を賦課期日として前年の所得に対して課税しており、その年中に出国した場合には、その年1月1日から出国の日までの所得について、我が国の地方自治体の住民税の課税がなされないこととなる。翌年の1月1日まで居住していた者との間に不公平が生じることとなり、国内外の行き来が活発になった近年において、このように明らかな課税漏れが起りやすい状況は早急に改善すべきである。

したがって、納税者が出国する場合には、納税管理人を定め、出国の日を賦課期日としてその年分の所得に対して個人住民税を課税する制度を創設すべきである。

8. 個人住民税均等割の税率を改定すること

[条文]地法 38、310

【意見および理由】（一部加除 R7～）

個人住民税均等割は住民税の応益負担分として課されるものと解されるが、現行の税率では、全住民に等しく提供されているとされる基礎的な公的サービスの一定部分を賄うに至っていないと思われる。住民一人当りの衛生費、警察費、消防費の歳出決算額の合計額は約 112,841 円（総務省「令和 6 年度都道府県普通会計決算の概要」および「令和 6 年度市町村普通会計決算の概要」より算出）であり、その傾向は明らかである。

これまで何度か改正はされているが、均等割の税率が一定の金額として定められていることもあり、制度創設時からの国民の所得や給与の上昇には及ばない課税の水準となっている。地方税収全体に占める均等割の割合の低下から見ても、改めて税率を引き上げる方向で検討すべきである。

9. 分割基準に誤りがあった場合の延滞金と還付加算金の利率を同一にすること

[条文]地法 72 の 48

【意見および理由】（R8～）

法人事業税では、分割基準により地方税法 72 条 48 によって事業の区分ごとに各関係道府県に課税標準の総額を分割して申告納付しなければならない。当該分割基準に誤りがあった場合、関係道府県ごとに修正申告や更正の請求をすることで正しい分割基準で課税標準の総額を分割して申告することとなるが、その際、延滞金と還付加算金の利率が異なっている。

納税者の納付すべき税額は、課税標準の総額を分割して申告しているため納付税額は変わらないが、延滞金の利率が還付加算金の利率を上回っているため、結果として納税額が増加することになる。

そのため、故意により計算した場合を除き、延滞金と還付加算金の利率を同一として、納税者の負担を結果として同じとすべきである。

10. 小規模事業者への住民税特別徴収制度の適用を柔軟にすること

[条文]地法 321 の 3、321 の 4

【意見および理由】（新設）

給与所得に係る個人住民税については特別徴収が原則であり、特に平成 29 年度以降は各市町村が運用の厳格化に取り組み、現在は大部分の事業者が特別徴収を行っている。

特別徴収制度は個人住民税の徴収漏れを防ぐというメリットがある一方、事業者

にとっては納税手続き、納税額変更時のケア、従業員の入退社時の手続き等の事務負担が多くなり、納期限の失念、納税額のミスなども散見される。また、家族中心で営んでいる事業者においては、従前は口座振替で延滞無く納税できていたものを特別徴収になったために金銭納付に変更するなど、かえって非効率になっているケースもある。

これらのことから、小規模事業者（例えば給与の支払を受ける人数が10人未満など）については、普通徴収も選択できるようにすべきである。

VIII 納税環境整備に関する改正意見

【重要要望項目】

1. e-Tax と eLTAX を効率的かつ安定的に運用すること

【意見および理由】（一部加除 H27～）

国税、地方税および社会保険料の計算の基礎には重複した部分が多く存在している。しかし、これらの申告・納付は、国税庁、地方自治体、日本年金機構および労働局などへ個別に行わなくてはならず、納税者等に重複した事務負担が強いられているだけでなく、徴収機関がそれぞれ独立していることで、行政コストの肥大化の原因ともなっている。また、今後より一層マイナンバーが活用されていくことから、これらの統一的運用が行いやすくなっているため以下の改正を要望する。

① e-Tax と eLTAX のシステムを統一し同一のシステムで送信できるようにする。

システムを統一すれば、納税者にとってより効率が良くなり、結果として利用割合の増加が見込まれる。

② 24 時間 365 日いつでも電子申告を送信可能にする。

利用者の利便性向上のため利用可能時間を柔軟に対応すべきである。

③ 障害が発生した場合に申告納税期間の延長が出来るようにする。

これまで、何度か申告期限間際に e-Tax や eLTAX の通信障害が発生し、電子申告や電子納税ができずに混乱した事例がある。このようなやむを得ない事由が発生した場合に、申告納付期限を一定期間（例えば 1 月）延長する制度を設けるべきである。

2. 納付書による納税方法の存続および利便性を向上させること

【意見および理由】（一部加除 R4～）

近年、納税の方法はダイレクト納付、QR コードによるコンビニ納付など、デジタル化、キャッシュレス化に対応して様々な選択肢が用意され納税者の利便性向上が図られてきたが、従来の納付書による納付の方法も、高齢者を中心にまだまだ需要が高い。しかしながら、現在の国税の納付書は、税務署名等が記入済みの指定された用紙しか使用できず、書き損じなどにより追加の納付書が必要となった場合、税務署に取りに行くか郵送等してもらう必要がある。また、地方税については、各地方自治体のホームページに掲載されたデータを利用することで納付書を出力することが可能である。急速なデジタル化の過渡期にあつて、納付書による納付という従来の方法も存続を確保しながら、さらなる迅速な納付の推進、事務処理の効率化を図るため、国税庁のホームページからダウンロードした書式の納付書で納付ができるようにするなどの改善を行うべきである。

【個別要望項目】

1. 一定の個人事業者について「個人事業者番号」を取得できるようにすること

〔条文〕 番号法 19、58

【意見および理由】（一部加除 H29～）

番号法においては、個人については「個人番号」を、法人その他の団体（以下「法人等」という）については「法人番号」を用いて、特定の個人および法人等を識別する機能を活用することになる。個人番号の利用範囲については、「税、社会保障、災害分野」に限定され、どの業務で、どの事務で利用するかなどは法律で明記されている。一方、法人番号は、主に税分野の手続において利用されているが、個人番号と違いインターネット等を通じて基本3項目が公開され、プライバシー保護など利用範囲に制約がなく誰でも自由に利用することができる。

個人が個人事業の取引上利用する個人番号は、法人が事業の取引上利用する法人番号とその利用目的や性格は異なるものではない。しかし、両番号の利用目的・範囲に違いがあることから、個人の場合には、個人事業の取引上の必要から自己の個人番号を利用する場合には問題がある。特定個人情報の保護の観点から限定的に利用されるべき個人番号が、意図せぬ形で漏えい、毀損するおそれがある。そこで、一定の要件を定めて個人事業者にも「法人番号」と同様に利用上の制限のない公表可能な「個人事業者番号」を取得できるようにすべきである。

2. 不服申立手続の審判官に税理士が応募しやすい体制に改めること

【意見および理由】（一部加除 H25～）

国税不服審判所の審判官の任用については、今後も民間からの採用を増やす方向にある。しかし常勤での採用となっているため税理士業との両立ができず、審判官着任への意欲のある税理士が諦めざるを得ない状況もある。

税務に関する深い知識と経験を持った税理士は審判官として適任であり、税理士が事件毎あるいは非常勤としても応募しやすい体制に改めるべきである。

3. 被相続人が提出した申告書の閲覧サービスの手続きを簡略化すること

【意見および理由】（R5～）

相続税の申告書を作成する際、被相続人の過去の申告状況を詳しく知る必要がある。申告書等閲覧サービスを利用し、被相続人が過去に提出した申告書を閲覧するには、相続人全員の承認が必要であるが、被相続人の高齢化による代襲相続の増加や子や孫が遠隔地にいる事例も多く、相続人全員の手続が困難な場合が多くある。そこで、資料や情報収集については、1人の相続人の承認でも可能になるように、また、税理士が1人の相続人の委任を受けることにより申告書の閲覧が可能になるようにすべきである。

4. 財産債務調書制度を見直すこと

[条文] 国外送金等調書法 6 の 2

【意見および理由】(一部加除 R 4 ～)

平成 27 年度税制改正において、申告内容の適正性を担保する目的で財産債務調書の提出制度が導入された。しかしながら、申告納税制度が確立している現状において、この制度が納税者に過重な負担を強いていることに疑問を持たざるを得ないところである。

一方、これまでとおりこの制度を維持すべきであるならば、以下のように改善すべきである。

- ① 記載すべき資産を限定すること
- ② 時価の記載を不要とするとともに資産総額基準を引き上げること
- ③ 加算税の重課措置は取り止めること
- ④ 所得基準を引き上げること

5. 納付書送付等による中間申告納付漏れ防止策を図ること

【意見および理由】(R 8 ～)

キャッシュレス納付推進策により、e-Tax で申告している法人については、税務署から中間納付のための申告書・納付書が送付されなくなった。この為、中間申告書・納付書が送達されることが「申告期限の確認、申告納付の履行」の機会となっていた納税者は、その機会を逸し、意図せず納付を失念してしまうことが多発している。

そこで、確定申告書に翌期の中間申告にかかる事項欄を設け、納付書不送付を原則としつつ、納付書送付希望の記入欄を設け、中間申告にかかる納付漏れの防止を図るべきである。

6. 税務調査の DX 化を進めるとともに根拠となる法整備をすること

[条文] 国通法 74 の 2 ～ 7

【意見および理由】(一部加除 R 8 ～)

近年、臨場の際に限らず、調査開始前にも、電子データでの資料提出が求められる場面が増えているが、e-Tax 提出のように記録に残らず、あくまで任意であり納税者の善意でおこなっているものである。また、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点からオンラインツールの利用も開始されており、調査等担当者が提供を受けた電子データの国税当局における取扱いを記載した文書を交付(またはその内容を口頭・メールで説明)することとなっているが、そのセキュリティーについては何も定めがされていない。そこで電子データ提出を推進するためにも、国税当局の電子データ提出依頼やその管理および処分に関し、担保となる法整備をすべきである。

7. 調査の事前通知は、書面または電磁的方法により実施すること

[条文]国通法 74 の 9

【意見および理由】（新設）

税務調査に際しては、原則として、調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを、納税者および税務代理権限証書を提出している税理士に対して、事前通知が実施されることになっているが、その通知方法は電話により口頭で行われることがほとんどである。事前通知の目的は、税務調査手続の透明性および納税者の予見可能性を高め、調査にあたって納税者の協力を促すことにあり、口頭では重要な多項目事項の全てを把握するのは困難であることから、納税者等に正確に伝達されるために、事前通知は書面または電磁的方法により実施すべきである。

あしがき

今回の令和9年度税制改正意見書では前年の令和8年の「災害関連の税制に対する改正意見」を引き続き設けて、国全体の震災への税制面での備えの重要性を訴えているのが特徴である。

今後とも北陸税理士会は、税制・税務行政の改善に資するため、租税構造を是正し、事業活動、消費・貯蓄行動への経済的中立性のある税制、および格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間の公平の実現を目指す簡素な税制の確立を提言していきたい。

北陸税理士会調査研究部では、次の三点を基本とした会員各位からの貴重なご意見を募集しておりますので、引き続きご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

1. 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
2. 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
3. 税制に関する執行や運用に関する意見については、さらに一層の検討をする。

令和8年3月30日

北陸税理士会 調査研究部

部 長	山 内 司 (金沢支部)
副 部 長	西 野 和 彰 (金沢支部)
〃	熊 木 克 英 (福井支部)
〃	今 井 克 也 (富山支部)
委 員	木 村 紀 代 (松任支部)
〃	三 由 充 宏 (小松支部)
〃	横 住 佳 子 (武生支部)
〃	荒 本 一 俊 (敦賀支部)
〃	荒 谷 誠 詞 (高岡支部)
〃	杉 林 一 幸 (砺波支部)
担当副会長	岡 崎 克 郎 (小松支部)
担当専務理事	宮 川 知 生 (金沢支部)